



許可番号 02650074165

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 滋賀県近江八幡市堀上町208番地7

氏名 株式会社環境技研アクア
代表取締役 山崎 勇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇隆俊



許可の年月日 令和2年3月4日

許可の有効年月日 令和3年9月26日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
 - ②汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物又は1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)
 - ③廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)
 - ④廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)
 - ⑤廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)
 - ⑥ばいじん (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
 - ⑦感染性産業廃棄物
 - ⑧廃水銀等
 - ⑨廃石棉等
- 以上9種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年9月27日：当初許可

平成23年12月6日：更新許可

平成25年8月15日：変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：④）

平成27年3月6日：変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：②③⑤、④の限定の変更）

平成28年12月20日：更新許可

平成30年9月27日：変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：⑧⑨、
②③④⑤の限定の変更）

令和2年3月4日：変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：①⑥）

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無